最終更新日：2017年6月26日

扶桑化学工業株式会社
代表取締役社長　赤澤　良太
問合せ先：０６－６２０３－４７７３
証券コード：4368
http://www.fusokk.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

取締役会および取締役・執行役員・連結子会社の長で構成する経営会議で情報を共有化し、具体的職務執行を監督しています。監査役も諸会議に出席し、業務執行に対する監査が有効に行われるよう努めています。
また、経営内容の透明性を高めるため、適時情報開示につとめるとともに、積極的なＩＲ活動を実施することによって、株主をはじめステークホルダー（利害関係者）とのコミュニケーションを推進していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４】
当社は、依然、外国人持ち株比率が他の上場企業に比べ低く、招集通知の英訳や議決権プラットフォームの使用は、現状では導入効果が少ないと判断しました。今後も、引き続き、株主構成の動向を注視し、必要と判断した時点で、招集通知の英訳や議決権行使プラットフォームの導入を図ります。

【補充原則２－２－１】
当社は、定期的に開催する常勤役員、執行役員及び子会社社長からなるコンプライアンス委員会にて、行動規範の実践状況を確認しております。しかし、行動規範の内容および社内周知状況が、まだ十分でないと考えており、行動規範の改定作業を進め、社員に周知徹底（個人配布、掲示など）する予定です。今後さらにコンプライアンス体制の充実を図ります。

【補充原則３－１－２】
当社は、依然、外国人持ち株比率が他の上場企業に比べ低いことから、IR情報等を英訳することを見送りました。
今後も、引き続き、株主構成の動向を注視し、必要と判断した時点で、IR情報等の英訳化を図ります。

【補充原則４－２－１】
経営陣の報酬については、中長期的な業績を反映させ、持続的な成長へ向けた健全なインセンティブ付けについて、その要否を含め、検討していきます。なお、当社は、自社株による報酬については、現在のところ、導入を考えておりません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４：いわゆる政策保有株式】
当社は、取引関係の維持・強化や事業運営上の必要性その他の理由を勘案し、中長期的にみて企業価値の向上に資すると判断した場合に、政策保有株式を取得し、保有します。保有する株式は、ビジネス上のメリット等の観点等から、年に一度見直しを行い、重要度が低下している場合は、株式市場の動向を見ながら売却します。また、政策保有株式の議決権の行使については、以下の基準に従い行使します。
（1）議案の内容を精査し、株主としての当社の企業価値の向上に資するか否かを判断する。
（2）株主としての当社の企業価値を毀損する提案に対しては、会社提案・株主提案のいずれに対しても反対する。

【原則１－７：関連当事者間の取引】
当社取締役その他の関連当事者との取引は、事前に、取締役会の承認を受けてから行い、また毎事業年度初めに、関連当事者との取引の有無を調査し、既存取引については、継続の必要性について、取締役会にて確認しております。また、これら関連当事者との取引を管理する手順を、関連当事者取引管理規程として定めています。

【原則３－１：情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、「限りなき進歩と創造」を社是に、企業としての売上・利益といった「経済的価値」と、社会の一員としてその責任を果たすという「社会的価値」を、バランスよく向上させ、「企業品質価値」を高めていくことによって、広く社会から信頼される企業を目指しております。
当社の当面の経営戦略は、ライフサイエンス事業では海外拠点のネットワークを活用したグローバル化や新たなる成長分野への製品開発、電子材料および機能性化学品事業にあっては半導体の高度化に対応する製品開発や新分野への製品開発、および会社としてさらに新しい分野への進出を図るべく、経営資源の積極的投資を考えていきます。
当社の経営戦略・経営計画は招集通知「対処すべき課題」に概要を記載しております。

（2）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本方針については、その概要をコーポレートガバナンス報告書に記載し、個々の対応はコーポレートガバナンスガイドラインに示しております。コーポレートガバナンスガイドラインは、当社ホームページに開示しております。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
取締役および監査役の報酬等については、株主総会にて決議された取締役および監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は、独立社外取締役を含む取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続き
当社の取締役候補を選任する方針としては、取締役会全体として必要とされる知識や経験のバランスを考慮しつつ、法令や企業倫理の遵守に徹する見識を根拠として指名することにしております。監査役候補についても、財務・会計や法令に関する知見・知識などから、監査役会としてのバランスを考慮して指名しております。手続きとしては、上記の考え方に基づき、代表取締役および人事担当取締役が検討し、独立社外取締役を含む取締役会にて、指名理由や経緯等を説明の上、承認を受けることとしています。なお、監査役候補については、取締役会前に、監査役会の同意を得ております。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社は、役員候補者の選任に際し、各役員候補者の経歴、選任理由を、招集通知「株主総会　参考書類」に開示しております。
今期に指名した取締役の選任理由は、以下の通りです。

【補充原則４－１－１】
当社は、取締役会規程および取締役会付議基準を定め、法令に準拠して取締役会で審議する事項を定めています。また、取締役会にて基本的事項または重要事項のみを決定した場合には、その細目は取締役社長が決定する、と取締役会規程に定めています。
当社はこれらに基づき、「職務権限規程」を定め、経営陣に委ねる範囲を明確にしています。

【原則４－８：独立社外取締役の役割・責務
当社は、コーポレートガバナンス体制をさらに強化するために平成29年6月開催の定時株主総会において、独立社外取締役を1名増員し、2名選任しました。これにより5名の業務執行取締役を、独立社外取締役を含む社外取締役3名と監査役4名で監督する体制であり、現状は3分の1以上の独立社外取締役を選任する事が必要とは考えておりません。

【原則４－９：独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を満たしており、かつ、実質的にも一般株主と利益相反が生じるおそれが無く、客観的な立場で会社のガバナンス強化に貢献できることを、独立性の判断基準としております。
当社は、この判断基準に従い、独立社外取締役2名を独立役員として選任しています。

【補充原則４－１１－１】
当社は、取締役を選任するに当たり、法律遵守は勿論のこと高い道徳性を有すること、取締役としての職責に対する理解と果たす意識がある事を前提としています。当社が、ライフサイエンス事業および電子材料事業を展開していることに鑑み、これらの事業活動についての知見を有している社内取締役と企業経営や財務的、法務的な見識その他を持つ社外取締役から取締役会を構成することを基本としています。
また、活発な討議と迅速な意思決定を実現するため、取締役の員数は10名以内と定款に定めております。なお、当社の取締役会は女性2名を含む8人で構成されています。また、候補者は、上記の条件を鑑みて代表取締役および管理本部長が検討の上推薦し、独立社外取締役を含む全社外取締役が出席する取締役会の承認を受けて選任します。

【補充原則４－１１－２】
当社の全ての取締役および監査役の主要な兼職状況は、毎年、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンス報告書に記載されております。

【補充原則４－１１－３】
当社は、取締役会の機能・実効性の向上を図ることを目的として、取締役会の全メンバーに自己評価を実施し、取締役会評価の分析・内容を取締役会へ報告しております。2016年度取締役会評価においては、当社取締役会は適切に機能しており、取締役会の実効性が確保されているとの評価結果が出ております。今回の評価を踏まえ、今後も毎年度、取締役会評価を実施し、取締役会全体の実効性を更に高めていく取り組みを行ってまいります。

【補充原則４－１４－２】
当社は、取締役や監査役に対し、取締役または監査役として必要な知識の習得を目的として、法的知識、コンプライアンス、ガバナンス、財務会計に関する知識、当社の属する業界、当社工場・工場に関する研修を行うものとします。なお、これらのトレーニングは、主として外部の研修やセミナーを利用し、工場見学や業界知識については、社内でおこなうものとします。また、外部研修等の費用は、当社が負担するものとします。

【原則５－１：株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、管理本部長をIR管掌取締役とするとともに、管理本部内にIR担当を設置しています。必要な情報については管理本部が中心になり、各部から必要な情報を収集しております。また、開示にあたっては、インサイダー情報に抵触しないように配慮しております。
株主や投資家に対しては、半期ごとに決算説明会を開催するとともに、投資家訪問を行っております。また、株主や投資家から個別に対話の申し入れがあった場合には、IR担当が対応します。株主や投資家から寄せられた、懸念事項その他については、IR管掌取締役が取りまとめ、取締役会に反映しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社壽世堂	5,596,265	15.76
帝國製薬株式会社	3,328,000	9.37
赤澤庄三	3,085,965	8.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,861,300	5.24
大阪中小企業投資育成株式会社	1,500,625	4.23
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,396,600	3.93
有限会社帝産	1,375,000	3.87
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	1,286,200	3.62

株式会社日本触媒	1,186,500	3.34
株式会社りそな銀行	792,500	2.23

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

記載すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
多田智美	他の会社の出身者							○				
江黒早耶香	弁護士											○
中野佳信	他の会社の出身者								▲			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
多田智美		帝國製薬株式会社　専務取締役	帝國製薬株式会社において経理、社長室、購買を担当しており、会社の経営に関して幅広い知識・経験を有していることから、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断したため。

江黒早耶香	○	シティユーワ法律事務所	弁護士としての専門知識および国際経済に関する知見を有しており、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断したため。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断するため。
中野佳信	○	フマキラー株式会社　社外取締役	化学品業界での豊富な経営の経験と幅広い見識を有していることから、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行うことができると判断したため。 ＜独立役員の指定理由。 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断するため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査、会計監査および内部監査の相互連携については、定期連絡会（年3～4回）を開催してそれぞれの監査計画および監査結果の報告を行うほか、必要に応じて随時連絡会を開催し、情報の交換を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
赤澤敬敏	他の会社の出身者													○
木下善樹	弁護士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
赤澤敬敏		―――	金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しているため。
木下善樹	○	―――	弁護士としての専門的見地から、主に法務面での監査およびアドバイスを受けるため。 ＜独立役員の指定理由＞ 当社と同氏が代表を務める木下善樹法律事務所において、取引関係が一切無いことから、意思決定に対して影響を与え得る取引関係はないと考えるため。また、木下氏本人においても、株主の付託を受けた独立機関として、中立･公正な立場を保持していると判断したため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

特記すべき事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書の以下のページに記載しております。
第4 提出会社の状況　(6. (1) コーポレート･ガバナンスの状況　④役員報酬等)

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役および監査役の報酬等の額
取締役 (社外取締役を除く) の報酬等の総額は266百万円
監査役 (社外監査役を除く) の報酬等の総額は20百万円
社外役員5名に対する報酬等の総額は43百万円
となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役ともに毎月開催される取締役会に出席するほか、社外監査役においては、事業所、工場等を訪問し、現場の状況の視察、現場幹部との接触により、実態把握に努めています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役設置会社として、社外取締役を含めた取締役会における意思決定と業務執行を行いつつ、社外監査役を含めた監査役会、内部監査室、会計監査人における適正な監視を可能とすることで、透明かつ連携のとれた体制を構築しようと考えています。そのため、現状のガバナンス体制を採用し、今後もコーポレート・ガバナンスの充実を図れるよう努めていきます。
なお、具体的な状況につきましては、以下のとおりです。

1．会社の機関の内容
当社は監査役設置会社であり、取締役会については取締役8名（うち社外3名）で経営しています。また、監査役会については監査役4名（うち社外2名）で構成しており、うち2名は常勤監査役であり、取締役会、経営会議にはすべて出席するほか、各種会議にも積極的に参加し、取締役等の職務執行を十分に監視できる体制となっています。また、社外取締役、社外監査役ともに毎月開催される取締役会に出席するほか、社外監査役においては、事業所、工場等を訪問し、現場の状況の視察、現場幹部との接触により、実態把握に努めています。

2．内部統制システムの整備の状況
当社における主要な会議は、取締役会、経営会議等の基幹会議および事業部門会議です。取締役会は、毎月開催する定時取締役会のほかに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行を決議しています。経営会議は、定期的に開催されており、主に部門横断的な案件について報告および対策等の決定を行っています。事業部門会議は、毎月開催されており、各部門の業務報告および具体的な対策等についての論議を行っています。
取締役会は取締役8名で構成しており、監査役4名も同席しています。経営会議は、常勤取締役、常勤監査役および執行役員で構成しており、必要に応じて連結子会社の社長も招集しています。事業部門会議は、常勤取締役（特定の事業部を担当している取締役は担当事業部のみ）、常勤監査役および執行役員のほか、必要に応じて部門長等も招集しています。

3．内部監査、監査役監査および会計監査の状況
内部監査については、内部監査室が代表取締役社長直轄の組織として設置されており、人員は1名となっています。 業務監査、会計監査および社長特命による調査の実施等を行っています。
監査役監査については、取締役等の職務執行を十分に監視できる体制となっており、常勤監査役が中心となって取締役会、経営会議にはすべて出席するほか、各種会議にも積極的に参加しています。
会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、公正不偏な立場による監査が実施されています。
内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携については、定期連絡会を開催してそれぞれの監査計画および監査結果の報告を行うほか、必要に応じて随時連絡会を開催し、情報の交換を図っています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役と社外監査役を含む取締役会および監査役会が互いに連携・補完し、複数の社外監査役が客観的で中立的な見地から経営を監督することで、経営の信頼性や健全性の確保に努めております。これにより、継続的に企業価値を向上させ、経営における透明性の高いガバナンス体制を維持できると考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前迄に、招集通知の早期発送ができるように努めております。 また、遅くとも招集通知の発送日の数日前にはWEBへの開示を行っております。
その他	株主総会においては、スライドを用いて事業報告の分かり易い説明に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回開催（中間・決算）	あり
IR資料のホームページ掲載	プレスリリース（随時）、決算短信（年4回）、有価証券報告書・四半期報告書（年4回）、事業報告書（年2回）、決算説明会資料（年2回）を掲載	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	コンプライアンス委員会、内部通報ヘルプラインを設置

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は平成27年5月15日開催の取締役会において、以下の内容の「内部統制システムの基本方針」を定め、維持している。

1. 当社および当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 法令規則および社会通念等を遵守した行動をとるための「扶桑化学グループの行動規範」を定め、当社および当社グループ会社の取締役および使用人に対し周知、啓発を図る。
(2)「内部統制基本規程」を定め、当社および当社グループ会社の財務報告の信頼性を確保するための体制を整備、充実させ、内部統制の実施、評価、是正等を適切に運営する。
(3) 当社は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社および当社グループのコンプライアンス体制に係る取り組みについて統括する。
(4) 当社の内部監査部門は、定期的に社内各部門および当社グループ会社の業務運営の適正性について監査する。
また、当社の監査役は、独立して、取締役の職務の執行状況および各部門の業務運営の状況を監査する。
(5) 当社は、当社および当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する問題を早期に発見、または予防するために、当社内および当社外に内部通報窓口を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令および社内「文書管理規程」に則り、文書に記録したうえで、各業務担当部署または総務部で適正な保存・管理を行うとともに、取締役および監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる体制を確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) リスクマネジメントに関する規程を定め、当社および当社グループ会社の業務運営上、経営戦略上のリスクに対応した管理体制を確保する。
(2) 大規模災害等に備えた事業継続計画を定め、危機発生時の体制、情報伝達、意思決定の方法等を明確にすることにより、危機の早期収拾、損害の拡大防止を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社は、定期に行う取締役会、および必要に応じて行う臨時取締役会にて、経営に関する重要事項について審議、議決し、また取締役の業務の執行状況の監督を行う。
(2)「取締役会規程」、「職務権限規程」、「職務分掌規程」、「稟議規程」にて、業務執行に関して各職位が分掌する職務権限とその行使の手続きを明確にする。
(3) 当社は、毎年度末に常勤取締役、各部門責任者および当社グループ会社代表による会合を持ち、年度経営方針および年度経営計画を定める。
(4) 社内各部門および当社グループ会社は、その経営計画の進捗状況や業務の遂行状況等を定期的に取締役会に報告する。

5. 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
(1)「扶桑化学グループの行動規範」を当社および当社グループ会社全体に展開し、当社グループ全体としての理念・目標を明確化する。
(2)「関係会社管理規程」を定め、これに基づき業務を運営することにより、当社グループ会社の意思決定を尊重するとともに、当社グループ全体としての業務の適正性を確保する。
(3) 当社は、当社の会計監査人と海外関連会社の会計監査人の情報連携を確立する。
(4) 会計監査人、内部監査部門、監査役会の三者連携によるグループ連結監査体制を強化する。

6. 当社の監査役がその業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査役が監査役会の同意を受けてその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役職務の重要性を認識し、監査役会と協議のうえ、監査役の職務を遂行する使用人を選出する。
(2) 当該使用人は、原則として専任とし、他業務を兼務する場合であっても、監査役に係る業務を優先する。
(3) 当該使用人が監査役から指示された職務を遂行するにあたっては、監査役の指揮命令下に置くものとし、取締役に報告する義務はない。
(4) 当該使用人の人事評価、人事異動、賞罰に関しては、監査役会の同意を受けた上で、これを行う。

7. 取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制ならびに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制
(1) 当社の監査役は、当社および当社グループ会社で開催された重要な会議の議事録を請求し、閲覧することができる。
(2) 当社の監査役は、必要に応じて、当社の取締役、使用人および当社グループ会社の経営を執行する者等から、当該グループ会社に関する課題、リスク等を直接聴取することができる。
(3) 当社が社内に設置した内部通報制度で受けた通報は、遅滞なく監査役に通報する。
(4) 上記 (2) および (3) に基づき、報告または通報を行った当社または当社グループ会社の取締役および使用人に対しては、不利益な取り扱いは行わない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合は、所定の手続きに則り、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
(1) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、当社および当社グループ会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
(2) 監査役は、当社および当社グループ会社で開催される重要会議へ出席し、意見を述べることができる。
(3) 当社および当社グループ会社の重要稟議書は当社の監査役に回付する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．基本的な考え方

当社は、反社会的勢力が、従業員および株主を含めた企業全般に多大な被害を及ぼす可能性のある組織であるという認識のもと、反社会的勢力との関係遮断が不可欠であると認識している。

そのため、当社では、「反社会的勢力対応規定」において、反社会的勢力による事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、会社全体として対応する体制について定めている。また、同規程を平成26年4月に改定し、反社会的勢力の排除体制の強化に努めている。

2．対応統括部署

当社の総務部長を統括責任者とし、さらに、各部署において実施責任者を定め、反社会的勢力に会社全体で対応する。

3．外部の専門機関との連携状況

当社は大阪府企業防衛連合協議会および東警察署管内企業防衛対策協議会に加盟しており、同協議会にて開催される講演、研修会および懇談会等に参加し、情報収集を行う。また、顧問弁護士や所轄警察とも適時連絡を取る。

4．研修活動の実施状況

大阪府企業防衛連合協議会および東警察署管内企業防衛対策協議会開催の研修会等に適時参加し、反社会的勢力に関する情報の収集に努める。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特記すべき事項はありません。今後、買収防衛策の導入等を行うことを決議した際には別途適時開示いたします。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記すべき事項はありません。

【参考資料・体制図】

